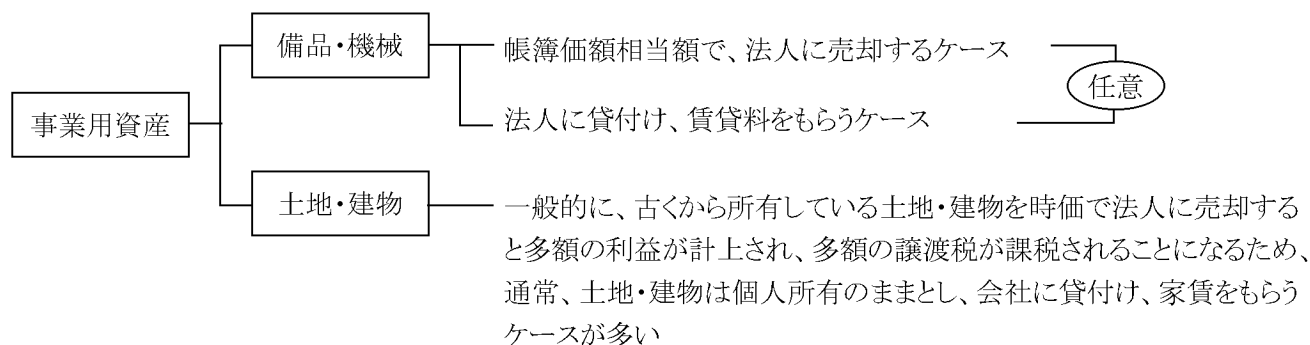


会社設立後の諸手続（2）－考えるべきポイント

(1) 事業用資産の引き継ぎ

個人事業を法人に引き継いだことにより、個人の事業用資産も法人に引き継ぐ必要があります。

その基本的な流れは次の通りです。



(2) 役員報酬の決定

役員報酬の金額は株主総会及び取締役会で決められ、それぞれ株主総会議事録・取締役会議事録を作成します。

また、役員報酬の金額は原則として毎月定額とし、利益操作のために年の途中で増額することはできませんので、毎月支払う役員報酬の額を予め決めておく必要があります。

金額を決める一つの考え方として、個人事業から法人成りした人の場合には、事業所得の金額を12月で除した金額を毎月の役員報酬とします(ご質問者の場合には、1,000万円 ÷ 12月 = 80万円)。

会社を設立し、新たに事業を開始しようとする場合には、生活費として最低限必要な金額・設立1期目の利益目標等、各種事項を検討の上、総合的に金額を決めることになります。

(3) 申告・納付

個人事業の場合には、毎年1月1日から12月31日の1年間の所得について翌年の2月16日から3月15日の間に確定申告を行ない、所得税を支払うことになっています。

これに対し、会社の場合には決算後2ヶ月以内に申告及び納税の手続きをとります。

例えば、3月決算の会社の場合には5月31日までに申告及び納税を行ないます。

